

IX/28. 都市及び地方自治体の参画促進（仮訳）

締約国会議は、

1992 年の環境と開発のための国連会議で都市と地方自治体の役割に関し採択された議題 21 第 28 章、及び生物多様性条約の戦略計画の目標 4.4（主要な関係者及び利害関係者は、条約の実施のためパートナーシップに関与するとともに、生物多様性に対する関心を関連部門または部門横断的な計画やプログラム、方針の中に盛り込む）を想起し、

条約の実施に関する責任は一義的には締約国にある一方で、条約の履行における都市や地方自治体の関与を促進するにあたり、以下の事項を含む幾多の理由があることに留意し、

- (a) 特に発展途上国における急激な都市化により、意思決定や資源はますます都市に集中しており、生物多様性に影響を及ぼす資源消費を良好に管理するための機会が創りだされていること。
- (b) 生態系の保全と持続可能な利用に関する都市の経験が、生物多様性に関する国家政策や地方戦略、地球規模での重要課題の強化に貢献すること。
- (c) 都市と地方自治体は、土地利用と区画設計ツール、都市開発とインフラのガイドライン、投資の促進、消費者の啓発キャンペーンの計画や実施にあたり重要な役割を担っているが、これらは全て、生物多様性と、特に水、気候変動、保護区、農業と森林、海洋と沿岸の生物多様性、そして CEPA（広報・教育・普及啓発）に直接影響を及ぼすものであること。
- (d) 都市と地方自治体は、地域において生物多様性の管理者や利用者と直接やりとりし、直接影響を及ぼしていること。

生物多様性国家戦略・行動計画の実施に向けた地域行動を促進し支援するため、生物多様性に対する配慮を、国より下位の地域レベルでの評価や計画の段階や、場合によっては国家戦略・行動計画に沿った国より下位の地方の生物多様性戦略及び（または）行動計画の策定として取り入れることにより、締約国に対し、国家（場合によっては地方）生物多様性戦略・行動計画やそれと同等のものを策定、実施または改訂すること、及び条約の 3 つの目的を実施するよう促した決議 IX/8 第 8 節を繰り返し表明し、

条約の3つの目的の実施に向けた世界的な取組に、都市と地方自治体を参画させることが非常に重要であることを強調した、2007年3月26～28日にブラジル・クリチバで開催された「都市と生物多様性」会議に留意し、

主要な都市の結集、及び都市の生物多様性に関する優良事例や経験の交換の促進における、UN-Habitat、UNESCO、UNEPの都市環境ユニット、その他の国連機関・組織の貢献と、特に地域行動を通じて生物多様性の課題に効果的に取り組むにあたり、ICLEI—持続可能性をめざす自治体協議会とその生物多様性のための地域行動(LAB)プロジェクト、IUCNのカウントダウン2010イニシアティブ、都市自治体連合(UCLG)、気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)とその生物多様性コンポーネント、「メトロポリス」、そしてC40 Citiesの気候リーダーシップグループなどの自主的なイニシアティブの重要性に留意し、

第9回締約国会議の開催地であるボン、第8回締約国会議の開催地であるクリチバ、第10回締約国会議開催候補地への立候補を表明している名古屋、そして生物多様性条約事務局所在地であるモンリオールが、都市の生物多様性に関するイニシアティブをとっている代表例であり、こういった主要都市間の協力が生物多様性条約にとって重要であることを認識し、

生物多様性条約第9回締約国会議の閣僚級会合に先立ち、2008年5月26、27日にボン市、公益法人国際向上教育・開発協会(InWent)、ICLEIの主催によりドイツのボンで開催された「都市と生物多様性に関する市長会議」の貢献を承認し、

- 1 2007年3月にブラジルのクリチバにおいて、24の都市と国際機関によって採択された「都市と生物多様性に関する宣言」に留意し、
- 2 2008年6月23～25日にシンガポールで開催される「世界都市サミット」(快適な活力ある都市)や、2010年5月1日～10月31日に中国の上海で開催される「国際博覧会2010」(快適都市と快適生活)など、持続可能な都市化や生物多様性にやさしい都市を促進する国際的なイベントの開催を歓迎し、
- 3 国の法規に適う形で、生物多様性国家戦略・行動計画における都市や地方自治体の役割を認識し、国のこれらの戦略・行動計画の実施を支援するような施策を都市や地方自治体が入力することを助長し、そして「生物多様性国家戦略・行動計画」に沿った形での地方の生物多様性戦略・行動計画の策定を支援するよう締約国を奨励し、

- 4 都市や地方自治体のインフラ開発を含めたプロジェクトに関わる締約国やその他政府、地域あるいは国際的な開発業者、銀行に対し、こういったプロジェクトにおいて生物多様性に配慮することや、それに関連して、その実行及び維持に責を負う地方の職員を対象とした、生物多様性に関する特殊能力の開発やそのプログラムの機会を検討するよう招請し、
- 5 生物多様性条約の3つの目的と生物多様性2010年目標の達成を支援する「現地・地域コミュニティ」の行動や活動、イノベーションを都市や地方自治体が助長し促進することについて、締約国やその他政府、国際的な開発業者が支援し補助するよう招請し、
- 6 締約国に対し、以下に関し適切に都市や地方自治体を関与させるよう招請する。
 - (a) 条約の3つの目的やその目標等の達成に貢献するという目的により、条約に基づいて開発された関連ツールやガイドラインの利用
 - (b) 生物多様性条約の目標に貢献する責務や活動を国政府に知らせることを含めた、生物多様性の状態や傾向に関する情報の編集